

「地域で暮らし稼げる農業の実現に向けて」

令和元年10月

一般社団法人高知県農業会議

農業委員会等に関する法律第53条に基づく意見の提出

- 前 文 1 p
- 1 高知県農業の生産構造に即した構造政策目標の設定 2 p
- (1) 本県農業の特性に即した農地の確保と集積目標
 - (2) 施設園芸産地の発展に向けた農地の確保
- 2 新規就農者の育成と必要な支援の充実 2 p
- (1) 農業次世代人材投資事業、高知県担い手支援事業の拡充
 - (2) 新規就農者の育成に向けた農地中間管理事業の推進
 - (3) 研修用園芸ハウスの整備等への支援
- 3 労働力不足に対応した施策の拡充 3 p
- (1) 農業労働力の調整機能の確保
 - (2) アルバイターなどの短期労働者の受入体制整備への支援
 - (3) 農福連携の推進など多様な就業者の確保対策への支援
- 4 農地の確保と有効利用の推進 4 p
- (1) 「守るべき農地」の明確化と対策の強化
 - (2) 機構関連農地整備事業、農地耕作条件改善事業等の推進
- 5 農業委員会等の体制強化 5 p
- (1) 農業委員会等の事務局体制の強化と財政支援
 - (2) 農地台帳等の整備・強化

意見交換

10月29日 午後4時から午後5時

地域で暮らし稼げる農業の実現に向けて

農業・農村は、少子高齢化と人口減少に歯止めがかからない中で、認定農業者などの地域農業を支える担い手の高齢化と不足が大きな課題となっています。

また、条件不利に直面している中山間地域のみならず平場でも所有者不明の農地の発生や土地持ち非農家の不在村化も見られるなど、地域の農業生産基盤の強化に向けた取り組みが困難な事例もみられるようになっていきます。

私たち農業委員会組織では、平成28年の改正農業委員会法の施行以降、それぞれの市町村で農地利用最適化に向けた取り組みを進め、新規就農者や担い手農家を育て、地域に根ざした家族経営とその延長線上にある法人経営への発展を支援し、中山間地域も含めた地域の再生と農業・農村の持続的な発展を目指して取り組んできました。

一方で、農地中間管理事業の5年後見直しで、農地所有者の意向把握と地域の話し合い活動に積極的に取り組むことが明確化・重点化されるなど、私たち農業委員会組織をに対して、これまで以上に、地域農業の牽引役としての活動の強化が求められています。

こうした中、県では、産業振興計画の農業分野で「地域で暮らし稼げる農業の実現」に向けて様々な施策を展開し、次世代こうち新施設園芸システムの普及と確立に取り組まれ、主要品目で収量の増加が確認されるとともに次世代園芸団地の整備や新規就農者の確保などでは、具体的な成果も見えてきたところです。

しかし、農業就業者の減少や高齢化は依然として進行し、2015年センサスで見ると農業就業人口は、それまでの5年間で7千人近く減少し、その平均年齢も0.6歳上昇し65歳に達するなど、地域農業を支える担い手の減少・高齢化への対策や農業生産に不可欠な優良農地の確保が喫緊の課題となっています。

このため、高知県農業の維持、発展を図り、県内各地で、安心して暮らし稼げる農業を実現するために、次の項目について、政策の実現に向けた予算措置や国への政策提案等に取り組んでいただけるようお願いいたします。

1 高知県農業の生産構造に即した構造政策目標の設定

(1) 本県農業の特性に即した農地の確保と集積目標

国では、2023年に全農地の80%を担い手に集積することを目標とし、農地中間管理事業の5年目見直しにおいて、農地中間管理事業の加速的に推進するために人・農地プランの実質化への取り組みを強化することとしています。

しかし、本県の担い手の多くは、30～50a程度の小規模の施設園芸ハウスで自己完結的な土地利用を前提とした労働集約型の農業経営が主体であることから、国と同じ戦略での集積目標は達成困難であり、生産現場や市町村、JA、農業委員会等の関係機関が共有できる本県農業の特性に即した高知県独自の集積目標を設定し、連携して目標達成に取り組むことが重要となっています。

(2) 施設園芸産地の発展に向けた農地の確保

本県農業を支える園芸用ハウスの面積は、平成15年の1,643haから平成29年には1,364haへと、この15年で約280ha減少し、施設園芸農家戸数も同様に7,132戸から5,310戸へと約1,800戸減少しています。

現在、次世代施設園芸システムの推進などで、園芸農業の生産性は向上していますが、園芸用ハウスの面積拡大が重要になっています。

このため、各市町村段階あるいは、JA等の園芸産地の部会等が、施設園芸の栽培面積を維持・拡大するために、耕作放棄地や低利用農地を含めて園芸団地の整備が可能な農地等の情報を収集し、農業委員会の調整機能を活かして、農地中間管理機構に集積する仕組みづくりを構築されるようお願いします。

2 新規就農者の育成と必要な支援の充実

(1) 農業次世代人材投資事業、高知県担い手支援事業の拡充

高知県産業振興計画の農業分野では、年間320名の新規就農者の確保を目標に取り組んでいます。この取り組みを支える中心的な事業が農業次世代人材投資事業や高知県担い手支援事業です。

このうち、農業次世代人材投資事業の経営開始型資金については、新規就農者の農業経営の安定と発展を下支えするために重要な事業となっていますので、安定した支援制度として継続して支援するとともに、担い手の不足が深刻で、独立自営農業の確立が困難な中山間地域等での就農に対する支援策の拡充について国に政策提案を行ってください。

また、準備型資金については、農の雇用事業との役割分担を明確にし、先進農家などの元で、安心して実践的な農業研修が受けることができる制度への拡充を国に要望されるようお願いします。

高知県担い手支援事業は、農業次世代人材投資事業を補完するとともに、後継者

の確保・育成など、本県の状況に即したきめ細かい支援策となっていますが、区分が細か過ぎて、年々使いづらくなっています。

このため、独立自営支援タイプと後継者育成タイプに大別し、細かい区分を廃止し、全ての就農希望者を一律に支援できる制度への改善をお願いします。

また、本県の園芸農業の発展には、現在、各地の園芸産地で活躍されている園芸農家の後継者の皆さんに一人でも多く、親元を継いで頂くことが必要ですので、県担い手支援事業（後継者育成経営発展支援区分）での支援策の一層の拡充を検討してください。

（２）新規就農者の育成に向けた農地中間管理事業の推進

就農希望者が、増加するとともに研修終了後に農地や園芸用ハウスの取得が困難な事例も見られます。

このため、研修開始時から市町村やＪＡ等に関係機関（地域担い手育成総合支援協議会）等が連携し、就農時に利用できる農地や中古園芸ハウスを事前に選定し、農地中間管理機構が対象農地を中間保有し、就農時までの期間、市町村農業公社やＪＡ出資型法人に保全管理を委託するなど、農地中間管理機構が先行して保有するための支援策を検討してください。

（３）研修用園芸ハウスの整備等への支援

高知県での就農希望者の４０％近くが施設園芸を希望していますが、就農時に活用できる中古ハウスが少なく、必ずしも希望通りの就農が出来ていない実態があります。

この様な課題に対応するため、平成１０年ころ県が実施していた「土地付きレンタルハウス」を実施しましたが、県農業公社が、農地やハウスを就農希望者に直接貸し出したことから、多くのトラブルが発生しました。

このため、例えば、市町村等の紹介で農地中間管理機構が集積した農地に県と市町村が補助金を活用して園芸ハウスを建設し、市町村農業公社やＪＡ出資型法人が新規就農希望者への研修事業が安定的に実施できる方策を検討してください。

3 労働力不足に対応した施策の拡充

(1) 農業労働力の調整機能の確保

農業の生産現場や集出荷場での慢性的な労働力不足を解消するため、品目の組み合わせによる長期雇用や産地間における労働力交換等を可能とする仕組みや、産地における収穫期等短期間でのアルバイト等の募集とマッチング等を担う労働力の確保システムを構築するようお願いします。

(2) アルバイターなどの短期労働者の受入体制整備への支援

県内では、ショウガの収穫期など繁忙期に全国的なアルバイターの移動を考慮して、短期的な受け入れと需給調整に取り組んでいる産地がありますが、こうした取り組みを発展させて、県内の産地等で安定的なアルバイターを確保するためには、短期の宿泊施設の整備など、受入体制を構築することが重要になっています。

このため、アルバイターなどの短期就業者の宿泊施設として、市町村やJAなどで構成する協議会が空き家等を借り受けて整備し、短期宿泊施設として活用できるよう支援策の拡充をお願いします。

(3) 農福連携の推進など多様な就業者の確保対策への支援

高知県内では、B型福祉事業所などで、農作業を受託する施設もありますが、それぞれの地域での取り組みに止まっており、活動の拡大や広域的な取り組みにはなっていません。

このため、農福連携による障がい者の方が生きがいを持って活躍できる場を作るとともに農業就業者の確保を推進するため、大分県や島根県などで取り組まれている県域での募集や需給調整を担う組織づくりと運営への支援を検討してください。

4 農地の確保と有効利用の推進

(1) 「守るべき農地」の明確化と対策の強化

国では、農地中間管理事業の推進に関する法律等の5年目の見直しにおいて、農地集積の合意形成と集積ができる農地を明確にする必要性から、人・農地プランの実質化に向けた取り組みを強化し、営農意向調査などをもとにして、集落単位での話し合い活動を活性化させて、現在は、高齢農家等が耕作し、今後、担い手に集積できる可能性のある農地を明らかにし、担い手に集積することを目指しています。

県内においても、各市町村で人・農地プランの実質化に向けた取り組みが行われますが、本県の農地の多くは分散錯圃した狭隘な農地が多く、こうした農地の多くは、貸し付け希望農地としてリストアップされても、担い手が利用することは難しいと思われま

す。このため、各農業集落の話し合い活動で、集積して将来にわたって、「守るべき農地」としてリストアップする農地について、耕作条件などを示していただけるようお願いいたします。

また、明らかになった「守るべき農地」を確実に担い手に集積するために、農地中間管理機構を通じて、集落営農組織や市町村農業公社などが保全管理に取り組む仕組みづくりへの支援策について検討してください。

(2) 機構関連農地整備事業、農地耕作条件改善事業等の推進

県内の農地のほ場整備の状況は、48.7%となっていますが、30アール区画以上の水田の整備率では31.7%に止まり、全国平均の63.8%を大きく下回っており、担い手に集積できる農地は限られています。

このため、中山間等の条件不利地域で農地利用集積を促進するため、農業者の費用負担等がいない基盤整備（機構関連農地整備事業）、畦畔除去、暗きょ排水等きめ細かな耕作条件の改善を支援する事業（農地耕作条件改善事業）等を加速的に実施するために地域の合意形成に向けまして、県農業振興センターが現地の集落座談会等に出向くなどの支援に取り組んでいただいています。今後ともこうした支援を継続するとともに、一層の拡充について検討をお願いします。

また、実施予定地区のうち、相続未登記等で事業実施が困難な農地について、農地中間管理機構や地域の担い手等が借り入れて事業に参加できるような制度の改正を国に要望するとともに、取り組もうとする地域の地権者や耕作者の方を支援する施策の検討をお願いします。

5 農業委員会等の体制強化

(1) 農業委員会等の事務局体制の強化と財政支援

農地利用の最適化及び農地行政を担う農業委員会と農業委員会ネットワーク機構に必要な予算につきましては、農地利用最適化交付金、機構集積支援事業、農業委員会交付金などで措置されていますが、農地中間管理事業の5年目見直しにより、人・農地プランに関する営農意向調査の実施、集落座談会への参加など、これまで以上に市町村農業委員会が担う業務が増加しています。

高知県内の農業委員会では、他県に比べて、事務局職員が少なく市町村の他の業務との兼務職員が多く、人・農地プランの実質化に向けた取り組みに十分に対応できていません。

このため、農業委員会の事務局体制の強化に向けた支援について、検討を行うとともに必要に応じて国への政策提案等をお願いします。

(2) 農地台帳等の整備・強化

農業委員会では、農地法第52条の3「農地台帳及び農地に関する地図の公表」が求められていますが、台帳や地図の整備にあたって、固定資産課税台帳の突合や最新の情報に定期的に更新するために必要な予算は、十分に措置されていません。

このため、市町村農業委員会が定期的に農地台帳や地図を更新し、担い手等に正確で最新の農地等の情報提供ができるよう、必要な予算措置をお願いします。